

## 別紙1

### 作業基準仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるが、現地の状況に応じ軽微なものは本書に記載されない事項であって、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業を契約金額の範囲内で実施するものとする。

#### 第1 清掃作業

##### 1 使用材料

- (1) 本作業に使用する材料は、すべて品質良好のものを使用すること。
- (2) トイレットペーパー、トイレ用除菌クリーナー、各種洗剤、石けん、ワックス、各種ビニール袋、消毒液(消毒用アルコール(濃度70%~95%)、塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約5~6%) )、各種清掃用具等は乙の負担とする。

##### 2 作業工程

清掃作業の工程は、甲が定める別紙2の清掃作業基準表(以下「基準表」という。)に基づいて行うこと。

##### 3 日常清掃

###### (1) 塵払い

塵払いは、機械その他の設備のあるところは必ず真空掃除機を使用し、塵払いをした際、近くの備品その他に堆積した塵埃は、同時に取り除くこと。

###### (2) 床掃除

硬質床(トイレ及び湯沸室)

###### ①水拭き

床全面をモップで水拭きをする。

硬質床(タイル床など)

###### ②除塵

隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。

###### ③水拭き

汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。

木製床(フローリング)

###### ②除塵とおなじ。

繊維床(絨毯敷)

###### ④真空掃除機で丁寧に集塵を行い絨毛を損傷しないよう折り目に従って、数回繰り返して入念に清掃する。

(3) 壁窓スクリーン等

壁、窓、スクリーン等は、手の届く範囲で塵埃を払い必要な部分は、清水をもって雑布拭きを行った後セーム皮等をもって水切り作業を行うこと。

(4) 便所の汚物処理

女性便所の汚物は、容器から取り出し、袋に入れて捨て、容器を掃除すること。

(5) 便器、洗面器類の洗浄

便器、洗面器、汚水捨器類は、丁寧に水洗いのうえ布拭きすること。

(6) 湯沸かし器、洗台又はタイル張りの腰は、清水をもって水拭きをし、湯沸かし器、洗台は石粉又は洗浄剤をもって入念に洗い雑布拭きをすること。

(7) 湯殿、湯沸かし場等

湯殿、湯沸かし場等のタイルは、丁寧に掃除し水垢等が附着しないよう清掃を行うこと。

(8) 置床は、真空掃除機等により掃除のうえ、畳のしみ及び周辺の塵埃を掃除すること。

(9) 茶殻、煙草の吸い殻の処理

茶殻、煙草の吸い殻は、容器を洗浄し、毎日所定の箇所に処置すること。

ただし、煙草の吸い殻の処理にあたっては、火災防止に充分注意すること。

(10) マット掃除

外出入り口等に備付けてあるマットは、泥塵等を取り除き、更に洗浄のうえ乾燥後備付けておくこと。

(11) 肩籠の紙屑その他塵芥の処理

各室の肩籠の屑は、各室入り口前廊下において可燃性のものと不燃化物とに分け、各階毎に一括収容できるものに取りまとめの上、肩籠は所属の部屋に返還すること。紙屑等可燃性のものは、毎日収集場所まで搬出すること。

(12) 階段・廊下手すりの処理

消毒液を十分に含ませてしぼった布等で、消毒する場所を一方向に拭き取った後、から拭きをすること。

## 4 定期清掃

(1) 床掃除

- ① 椅子等軽微な什器の移動を行い、作業終了後、元の位置に戻す。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行うこと。
- ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、3 (2) 除塵により行うこと。
- ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布すること。

- ④ 洗浄用パッド(赤)を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄すること。
  - ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクリューで汚水を除去すること。
  - ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させること。  
水拭き作業は3 (2) 水拭きにより行う。
  - ⑦ 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥すること。
  - ⑧ 樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回(格子塗り)とすること。
- (2) 天井、スクリーン、ブラインド、壁(階段共)等
- 天井、スクリーン、ブラインド、壁及びセードグロブ、電球、蛍光灯等は、丁寧に塵埃を取り除くこと。また、照明器具で取り外しのできるものは、石けん水等で水拭きをすること。
- (3) 外部サッシ
- 窓から乾いたモップ又はブラシ等を用いて丁寧に塵払いすること。
- (4) 窓ガラス
- 建物の内外の窓ガラスは、両面とも石けん水又はガラスクリーナー類(スチールに有害となるもの、あるいはサッシに塗布したペンキが溶解される恐れのあるものは不可)をもって拭きさらに乾布で磨拭すること。
- (5) 扉、昇降機籠等ラッカー塗布部
- 扉、昇降機内部、全扉枠は、良質研磨剤を用い、汚れを落とし、艶出し磨きをすること。
- (6) 特殊ガラスブロック
- 特殊ガラスブロックは、塵払いのうえ、乾布をもって入念に空拭きすること。
- (7) 打出しコンクリート
- サンドペーパー又はワイヤーブラシ類を用いて、汚損部分を入念に水洗清掃を行う。
- (8) 腰板タイル、洗浄磨出し及び縁甲板床
- 付着物を取り除き、石けん、温水(特に微粒子のもの)を用い洗浄のうえ拭き取り乾燥後、ワックスを塗り、ブラシ掛けをし、磨き上げるものとする。
- (9) モルタル磨き
- モルタルは、ブラシを用い少量の石けん水で水洗いする。機械室は、モップをもって上拭きすること。
- (10) エアコン及び執務室・トイレ・換気設備等の清掃
- 室内エアコンのフィルター等及びその周辺の除塵又は適正洗剤を用いて除去し、水拭きにて仕上げること。また、庁舎内にある全ての換気扇、フィルター及びその周辺を中性洗剤を用いて除去し、水拭きにて仕上げること。
- (11) 屋上排水口

巡回して粗ごみを拾う。砂塵等による排水ドレンの目詰まり等を取り除くこと。

#### (12) ねずみ等の防除

ねずみ等の発生場所、生息場所等について、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」(平成15年3月25日付け厚生労働省告示第119号)第6の1により6ヶ月に1回定期的かつ統一的に調査を実施し(排水施設等については2ヶ月に1回実施)、その調査結果に基づき、その都度ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

また、6ヶ月に1回以上、発生を防止するための措置(防虫防そ作業)を講じること。

#### 5 その他

地震による破損ガラスの片づけ、落葉の掃除等、臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、対応について協議すること。

## 第2 注意事項

- 1 通信及び電気機械器具の取り扱い及びこれの清掃作業に塵埃のかからぬよう特に注意すること。
- 2 清掃等を実施した場合には、その結果を確実に記録し、当局へ提出すること。
- 3 清掃日時

区分	清掃日	実施時間	備考
日常清掃	土、日曜日、休日及び甲の指定する日を除く毎日	7:30～20:00	事務室等は17時15分以降実施すること。
定期清掃	原則として、土曜日、日曜日又は休日	7:30～20:00	甲の指定する箇所は平日可

- 4 17時15分以降は2名以上で作業をするものとする。